

## 申入書

静岡県知事

2009年2月11日  
島田市湯日 1211 大井 寿生

1

**静岡空港西側制限表面の支障物件の問題について、下記のとおり申入れを行う。**

2

- 1, 静岡県知事石川嘉延は、静岡空港整備事業に係る西側制限表面部分の土地収用事業において、極めてずさんな測量調査と拙速な手続きにより収用範囲及び使用範囲を誤り、制限表面上に支障となる物件を残すとともに本来収用すべきでない土地を収用したこと、及びこれら問題の解決を先送りし不要な工事に多額の県費を投じたうえ空港の完全な開港を遅延させたことについて、その職を辞することによって県民に対し事業の責任者たる知事としての責任を明確に示す。
- 2, 上記1. の要件の明確な履行が確認された場合に限り、静岡空港西側制限表面部分権利者大井寿生は、2008年10月21日付空港部長書面に基づき行われた測量調査によって、制限表面上の支障となる事が確認されたすべての物件について、速やかにそれらの除去を行う。